

第4期甲佐町地域福祉計画【概要版】

【計画期間：令和4年度～令和8年度】

すべての人が、住み慣れた地域で、健やかに安心して日常の生活を送り、幸せな人生を送ることができるように、住民、ボランティア、福祉関係者、行政、社会福祉協議会などがお互いに協力し、助け合い、支えあうまちづくりを目指して取り組んでいくことが「地域福祉」です。

施策の体系

基本理念

基本目標

こ

幸
福
を
う
生
み
出
す

一
歩
さ
「
支
え
あ
い

①地域福祉の意識
の向上とつながりづくり

②地域福祉の担い手育成・支援

③包括的な支援体制の構築

④安心・安全な環境づくり

計画の推進

基本目標1 地域福祉の意識の向上とつながりづくり

一人ひとりが地域や福祉に関心をもち、普段の近所付き合いを助け合いの実践につなげられるよう、生涯を通した福祉・人権学習の機会の提供に取り組みます。また、地域のつながりの弱体化や社会的孤立の課題も顕在化していることから、異なる世代や立場の人との交流機会の提供や地域で定期的・継続的に集うことのできる居場所づくりを推進します。

基本施策1 地域福祉の意識づくり

地域福祉の推進に向けて、一人ひとりが福祉や人権に関心を持ち、正しい知識や認識をもつことができるよう、子どもから高齢者まで生涯にわたって福祉・人権教育を取り組むことができる環境づくりを行います。
地域福祉に関する広報・啓発活動を通じて、一人ひとりが「地域」や「福祉」を「我が事」として捉え、地域での助け合いへと繋げることができるような意識づくりに取り組みます。

基本施策2 交流・社会参加の機会の充実

地域でのつながりの醸成に向けて、身近な地域で気軽に集い、様々な人と交流することができる機会・場づくりに取り組みます。
社会や地域で孤立する人を生みださないよう、地域で定期的・継続的に集うことのできる居場所づくりを促進します。

基本目標2 地域福祉の担い手育成・支援

地域や福祉の活動を「みんなで担う」ことができるよう、既存の担い手への負担軽減を図るとともに、新たな担い手の発掘・育成に取り組みます。また、地域活動・地域福祉に取り組む団体が活動しやすい環境づくりに向けて、情報提供や団体同士の連携支援に取り組みます。

基本施策1 地域福祉の担い手育成と支援

地域活動・地域福祉に取り組む団体の周知や、講座の開催を通して、新たな担い手の確保に取り組みます。また、条件が合えば参加する可能性が高まる住民も多くいることから、無理のない範囲で参加ができる仕組みづくりや、興味のある活動に気軽に取り組めるような機会づくりに努めます。

基本施策2 地域活動・地域福祉に取り組む団体への支援

地域活動・地域福祉に取り組む団体の活性化に向けて、活動団体の周知や活動団体間での連携促進、活動に有益な情報提供などに取り組みます。
担い手の負担も課題となっていることから、より活動しやすい環境づくりに向けて、情報提供や相談対応、助成制度の実施などの支援に努めます。

基本目標3 包括的な支援体制の構築

地域で支援を必要とする人が潜在化・孤立しないよう、地域における見守り体制を強化するとともに、各関係機関が連携し、分野を超えた包括的な支援ができるような体制づくりに取り組みます。また、全ての人の権利が守られ、その人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護に向けた取組の推進を図るとともに、DVなど虐待の予防と早期発見に向けて取り組みます。

基本施策1 地域における見守り体制の構築

何らかの支援を必要とする人・世帯が地域で潜在化・孤立しないよう、地域での声掛けや見守りの体制を構築するとともに、地域での気づきを適切な支援につなぐことのできるネットワークづくりに取り組みます。

基本施策2 【★重点】相談支援機関の連携体制の構築と強化

複合的な課題や、ひきこもりなどの既存の福祉サービスだけでは対応が困難である制度の狭間の問題への対応に向けて、関係団体・機関のなかで支援が必要な人の情報や地域の課題を共有し、取組を検討・推進するための場・仕組みづくりを進めます。

また、支援を必要とする人が潜在化せずに、適切な支援・サービスにつながるよう、各種相談窓口の充実・支援を図るとともに、分野を超えた総合的な相談支援体制の構築に取り組みます。

基本施策3 権利擁護に関する支援の充実

ひとり暮らしの高齢者や認知症のある人などの権利が守られ、その人らしい生活を送ることができるよう、権利擁護に関する制度の周知・啓発や各種関連機関との連携による権利擁護の支援に取り組みます。

また、DVなど虐待の早期発見と解決に向けて、相談先の周知や相談支援の充実を図ります。

基本目標4 安心・安全な環境づくり

生活環境や公共交通などの整備・充実に向けて取り組むとともに、安心・安全な地域づくりのため、防災・防犯体制づくりに努めます。また、利用者がニーズに合った適切な福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの質の向上に取り組みます。

基本施策1 福祉サービスの質の向上

福祉サービスの適切な利用促進に向けて、利用者のニーズに応じたサービスのあり方を検討していくとともに、多様な機会・媒体を利用した情報提供に努めます。

基本施策2 生活基盤の整備

全ての住民が安全に安心して暮らすことができるよう、道路や公共施設などのユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を推進するとともに、配慮の必要なことが外見からわからにくい人にとっても暮らしやすいまちづくりに努めます。また、誰もが利用しやすい公共交通体系の構築に取り組みます。

基本施策3 【★重点】地域ぐるみの防災・防犯体制づくり

住民の防災活動等への積極的な参加を促進するため、一人ひとりの意識向上に向けて取り組むとともに、災害時に支援が必要な人への支援体制づくりを促進します。

日常生活の安全・安心の確保に向けて、個人の防犯意識・対策を高めるとともに、地域の防犯力の向上にも努めます。